

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：総合政策部行政管理課、情報システム課、
区政情報課、地域振興部生涯学習スポーツ課、
文化観光産業部消費生活就労支援課、
健康部保健予防課）

事業の概要

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課、区政情報課、生涯学習スポーツ課、消費生活就労支援課、保健予防課
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	資料37-1の手続の申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けている（平成16年度第7回情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済。以降、手続の追加の都度、情報公開・個人情報保護審議会に諮問・報告又は個人情報保護管理運営会議に付議し、承認・了承済となっている。）。</p> <p>この度、新たに資料37-1の手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする（各手続の事業概要は、参考37-1を参照）。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。</p> <p>（2）業務委託</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。</p> <p>※個人情報の流れは、資料37-2のとおり</p>

件名 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について(手続の追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	行政管理課、情報システム課、区政情報課、生涯学習スポーツ課、消費生活就労支援課、保健予防課
登録業務の名称	追加する手続(登録業務)は、資料37-1のとおり
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料37-1のとおり
結合の相手方	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター) ※東京都と都内区市町村で構成されている。
結合する理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、構成団体で共同利用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。
結合の形態	LGWAN 回線を利用して、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のイントラネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の外部結合を行う。) ※上記相手方との外部結合は、平成17年1月から行っている。
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る運用管理業務の委託について(手続の追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	行政管理課、情報システム課、区政情報課、生涯学習スポーツ課、消費生活就労支援課、保健予防課
登録業務の名称	追加する手続は、資料37-1のとおり
委託先	富士通株式会社(プライバシーマーク、ISO27001取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料37-1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター)のサーバ
委託理由	<p>「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、それを共用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は、窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができる。</p> <p>上記委託先については、東京電子自治体共同運営協議会に承認された事業者であり、セキュリティの安全確保に優れた事業者であるため。</p>
委託の内容	東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理
委託の開始時期及び期限	令和5年9月1日から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり